

発議案第7号

八千代市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について

上記の発議案を別紙のとおり地方自治法第109条第6項及び会議規則第14条第2項の規定により提出します。

令和6年3月19日

八千代市議会議長 林 隆 文 様

提出者 議会運営委員長 塚 本 路 明

提案理由

オンラインによる方法により委員会を開会する等のため、条例を改正するものである。

これが、本案を提出する理由である。

八千代市議会委員会条例の一部を改正する条例

八千代市議会委員会条例（昭和42年八千代市条例第21号）の一部を次のように改正する。

目次中「第15条（招集）」を「第15条（招集）
第15条の2（委員会の開会方法の特例）」

に、「文書」を「文書等」に改める。

第10条第1項中「行なわせる」を「行わせる」に改め、同条第2項中「行なう」を「行う」に改める。

第12条中「行なう」を「行う」に改める。

第15条の次に次の1条を加える。

（委員会の開会方法の特例）

第15条の2 委員長は、委員について、次に掲げる場合に該当すると認めるときは、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話を行うことができる方法（以下「オンラインによる方法」という。）によって、委員会を開会することができる。ただし、第20条（秘密会）第1項の秘密会は、この限りでない。

(1) 大規模な災害の発生、感染症のまん延その他の委員個人の責に帰することができない事由により委員会を招集しようとする場所に参集することが困難である場合

(2) 育児、介護その他のやむを得ない事由により委員会を招集しようとする場所に参集することが困難である場合

2 前項の規定により委員会が開会される場合において、オンラインによる方法で出席を希望する委員は、あらかじめ委員長の許可を得なければならない。

3 第1項の規定により開会された委員会に、オンラインによる方法で出席する委員は、この条例の規定の適用については、当該委員会に出席しているものとみなす。

4 オンラインによる方法での委員会の開会方法その他必要な事項は、議長が別に定める。

第20条第2項中「はかつて」を「諮って」に改める。

第21条に次の1項を加える。

2 前項の規定により出席を求められた者がオンラインによる方法で説明するときは、議長を経て、委員会にその旨を申し出なければならない。

第22条第2項中「終る」を「終わる」に改める。

第23条第2項中「きこう」を「聴こう」に改める。

第24条第1項中「申出なければ」を「申し出なければ」に改め、同条に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、同項の規定による申出は、委員長が定めるところにより、委員長が定める電子情報処理組織（委員会又は委員長の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この項において同じ。）とその通知の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。第28条（代理人又は文書等による意見の陳述）において同じ。）を使用する方法により行うことができる。

第25条第1項中「あらかじめ文書で」を「前条の規定によりあらかじめ」に改め、同条第2項中「かたよらない」を「偏らない」に改め、同条に次の1項を加える。

3 公述人は、オンラインによる方法により公聴会で意見を述べるができる。

第28条の見出し中「文書」を「文書等」に改め、同条中「文書で」を「文書若しくは電子情報処理組織を使用する方法により」に改める。

第29条第3項中「文書」を「文書等」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 参考人は、オンラインによる方法により委員会で意見を述べるができる。

第30条第2項を削り、同条第3項中「前2項」を「前項」に改め、同項を同条第2項とし、同条に次の1項を加える。

3 第1項の規定にかかわらず、同項の規定による記録の作成は、議長が定めるところにより、当該記録に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。この場合において、同項の規定による署名又は押印については、同

項の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であつて議長が定めるものをもって代えることができる。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。